



## 理由説明書 (2015-00163)

外 務 省

(経緯)

当省は、異議申立人が平成27年4月30日付けで行った開示請求「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの、日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実がわかるもの」に対し、「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」について不開示(不存在)、また、「日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実がわかるもの」について1件の文書を特定し不開示とする決定を行った(平成27年6月30日付け情報公開第01013号。以下「原決定」という。)

これに対して異議申立人は、平成27年8月21日付けで、原決定を取り消すとの決定を求める旨の異議申立てを行った。

(理由)

## 1 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」(文書1)及び「日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実がわかるもの」(文書2)である。

## 2 不開示(不存在)の理由について(文書1)

当省では当該文書を作成・取得していないため、不開示(不存在)とした。

## 3 不開示(不存在)に対する異議申立人の主張について(文書1)

(1) 異議申立人は、情報公開・個人情報保護審査会答申平成19年度(行情)372号, 同373号, 同394号において、本対象文書は過去に審査会に提出された旨言及されており、本文書は存在する旨主張している。また、仮に不

存在であれば、保存期間経過の上廃棄されたか、外交資料館に移管されたはずであり、作成・取得していないという理由付記は不適法である旨主張している。

(2) 上記(1)を受け、昭和27年8月に開催された日米合同委員会の各会合の記録を改めて確認したところ、協議内容の公表の可否に関して、日米合同委員会下の分科会における協議内容の公表の在り方に係る記載の存在が確認され、右記載は、行政協定下の日米合同委員会の協議内容も一般的に日米双方の合意がない限り公表されない性質のものであることを強く推定させるものであり、この点が平成20年1月22日の答申で認められたところである。しかしながら、異議申立人が請求している「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」に係る明示的記載の存在は確認されなかった。

(3) したがって、「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」は作成・取得されておらず、上記(1)の異議申立人の主張には理由がない。

#### 4 不開示の理由について(文書2)

(1) 本件対象文書は、日米合同委員会議事録を構成している文書である。日米合同委員会では、そこでの協議等の内容が公表されないことを前提に、日米地位協定の実施に関し協議を必要とする全ての事項に関して忌憚のない協議や意見交換を行っている(日米地位協定のいわば前身たる日米行政協定についても同様)。かかる協議によって、在日米軍施設・区域をめぐる諸問題に日米両政府が迅速かつ効果的に対応することが可能となっており、このことは、在日米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を確保する上で極めて重要である。

(2) また、在日米軍施設・区域をめぐる諸問題には、その性質上、日米両国の国家全体としての利害のみならず、在日米軍施設・区域が所在する地域社会の利害、日本国内の諸勢力の利害など様々な利害が複雑に絡み合っているため、公表を前提とした協議ではこのような複雑な利害関係の調整を図ることは極めて困難である。

(3) このような事情から、日米合同委員会の意見の交換や協議の内容(及びそれが記録された文書)については、日米双方の合意がない限り公表されないことが日米間で合意されている。仮に本件対象文書が開示されることとなれば、日米間の信頼関係を損ない、今後、米側との間で忌憚のない協議を行えなくなるおそれがあり、ひいては米軍施設・区域をめぐる諸問題に対する日米両政府の対処能力を低下させ、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害するおそれがある。



(4) 以上のように、本件対象文書は、公表を前提としない協議の記録文書(英文)であり、公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したため、不開示とする決定を行ったものである(情報公開法第5条第3号)。

#### 5 不開示に対する異議申立人の主張について(文書2)

(1) 異議申立人は、議事録が日米間の合意がない限り公表されないとする合意内容については、日米地位協定の実施や運用にかかる米軍施設や区域をめぐる諸問題に直接関係せず、日米両政府の対処能力を低下させ、米軍の安定的駐留と円滑な活動を阻害しないことから、開示すべきと主張する。しかしながら、日米間で合意がない限り公表されないとしている議事録の内容を開示することは、日米間の信頼を損ない、結果として、日米地位協定の実施や運用にかかる米軍施設や区域をめぐる諸問題に影響を与えるため、異議申立人の主張には理由がない。

(2) 異議申立人は、50年以上前の日米間の合意であり、内容を公にすることにより、日米間の信頼関係を損なうものではないと主張する。しかしながら、50年以上前の合意ではあるものの、現在でも有効な日米間の合意であり、現時点で米側から同意を得られておらず、開示するとの判断に至っていないものである。したがって、異議申立人の主張には理由がない。

#### 6 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、原決定を維持することが妥当であると判断する。

(了)